

この保育料徴収基準表は平成11年度のもので、平成12年度については、改定する場合があります。

京都市の保育料徴収基準表 (平成11年4月実施)

階層 区分	徴収区分 世帯区分	徴収額 (月額)															参考 (国の基準)		
		(ア)			(イ)			(ウ)			(エ)			(オ)			一般分 3歳未満	2人目 3歳以上 の加算	3人目 以降の 加算
		一般分		2人目 の加算	一般分		2人目 の加算	一般分		2人目 の加算	一般分		2人目 の加算	一般分		2人目 の加算			
		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上		3歳未満	3歳以上				
A	被保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B	所得税及び市民税 非課税世帯	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	2,600	1,900	1,100	9,000	6,000	左記以外の児童については徴収基準額の十分の一
C	1 市民税 均等割のみ 課税世帯	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	4,300	3,300	1,700	19,500	16,500	
	2 " 所得割 課税世帯	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000	7,200	5,600	3,000			
D	1 所得税 10,000円未満	11,900	10,900	5,600	12,400	11,400	5,700	12,700	11,700	5,800	13,000	12,000	5,900	13,300	12,300	6,000	30,000	保育単価 ~ 27,000	最も徴収基準額が低い児童(当該児童)
	2 " 10,000円以上 30,000円未満	15,700	13,000	6,600	16,200	13,500	6,700	16,500	13,800	6,800	16,800	14,100	6,900	17,100	14,400	7,000			
	3 " 30,000円以上 90,000円未満	19,500	15,600	7,900	20,500	16,600	8,200	21,000	17,100	8,300	21,500	17,600	8,500	22,000	18,100	8,700			
	4 " 90,000円以上 150,000円未満	27,800	19,700	10,200	29,300	21,200	10,700	29,800	21,700	10,800	30,300	22,200	11,000	30,800	22,700	11,200	44,500	保育単価 ~ 41,500	次に徴収基準額が高い児童(同上)
	5 " 150,000円以上 210,000円未満	37,300	24,500	12,800	38,800	26,000	13,300	39,300	26,500	13,400	39,800	27,000	13,600	40,300	27,500	13,800			
	6 " 210,000円以上 300,000円未満	44,000	28,000	18,600	45,500	29,500	19,100	46,000	30,000	19,200	46,500	30,500	19,400	47,000	31,000	19,600	61,000	保育単価 ~ 58,000	
	7 " 300,000円以上 700,000円未満	50,300	28,600	19,300	51,800	30,100	19,800	52,300	30,600	19,900	52,800	31,100	20,100	53,300	31,600	20,300			
	8 " 700,000円以上	55,800	31,100	19,800	57,300	32,600	20,300	57,800	33,100	20,400	58,300	33,600	20,600	58,800	34,100	20,800	80,000	77,000	

保育時間帯	(ア)		(イ)			(ウ)		
開始時刻	午前8時30分以後	午後1時30分以後	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後	午前11時以後	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前8時30分以後
終了時刻	午後5時以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時後 午後5時30分以前	午後10時以前	午後5時以前	午後5時後 午後5時30分以前	午後5時30分後 午後6時以前

保育時間帯	(エ)		(オ)
開始時刻	午前7時30分以後 午前8時前	午前8時以後 午前8時30分前	午前7時30分以後 午前8時前
終了時刻	午後5時後 午後5時30分以前	午後5時30分後 午後6時以前	午後5時30分後 午後6時以前

- * 児童が2人以上入所している場合、最も年齢の低い児童が、一般分の保育料になります。
- * 3人目以降の加算額は、2人目の加算額の1/5(100円未満切捨)の額になります。

*①所得税で住宅取得等特別控除の税額控除を受けている場合は、その税額控除前の金額で決定します。
 *②市民税、所得税で特別減税が実施されている場合は、減税前の金額で決定します。